

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

「ハートにアクセス」～人と自然が出会う町・ふじおか

2. 地域再生計画の作成主体の名称

栃木県下都賀郡藤岡町

3. 地域再生計画の区域

栃木県下都賀郡藤岡町の全域

4. 地域再生計画の目標

藤岡町は、栃木県の最南端、東京から60Km圏に位置し、面積は、3,300ha、人口18,594人（平成17年3月31日現在）町の中央部は広大な渡良瀬遊水地があり、一面にヨシ原が広がり、多数の動植物が生息する貴重な首都圏のオアシスで、年間80万人の人々が訪れている。また、スカイスポーツを始めウォータースポーツ、サイクリング、ウォーキング、マラソン、釣り、ゴルフ、そして自然観察など様々な要求に答えられる魅力がそこにはある。

しかし、住宅の開発や生活様式が変わるにしたがって、町の中央を流れている渡良瀬川にも、未処理の生活雑排水等が流入し、水質汚染により昔からすると魚やホタルが年々減少している。

生活排水を処理するために、昭和63年度から流域下水道関連公共下水道事業を、平成2年度からは浄化槽の個人設置型事業を展開し、平成16年度末の汚水処理人口普及率は、43.4%まで達したものの依然として低い状況にある。

このため、汚水処理施設のより一層の整備を行うことにより、昔のような魚やホタルが群れをなして生息する、きれいな渡良瀬川を取り戻し、首都圏のオアシスである渡良瀬遊水地の自然環境の保全と人々の観光地としての魅力向上を図る。

（目標）汚水処理施設の整備の促進（汚水処理人口普及率43.4% 52.1%に向上）

5. 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

・公共下水道は平成16年3月に事業認可を受けて、計画区域339ha、計画人口9,520人を平成21年度の目標としており、平成16年度末の整備区域は226ha、整備人口6,847人となっているが、平成17年度から大前地区と藤岡地区の管渠工事を進め、5ヵ年で94haの面整備と整備人口1,053人を目標に事業を進め、水質改善を図る。

・浄化槽の設置においては、公共下水道認可区域以外の地区(部屋地区、赤麻地区、三鴨地区)を対象に、積極的に推進し目標499人の水洗化と普及率の向上を図る。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

- ・いずれも藤岡町

[施設の種類]

- ・公共下水道、浄化槽

[事業区域]

- ・公共下水道
藤岡町 大前地区、藤岡地区
- ・浄化槽(個人設置型)
藤岡町 公共下水道計画地区外

[事業期間]

- ・公共下水道 平成17年度～21年度
- ・浄化槽(個人設置型) 平成17年度～21年度

[整備量]

- ・公共下水道 200 14,700m
- ・浄化槽(個人設置型)
 - 5人槽 32基
 - 7人槽 112基
 - 10人槽 8基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道 2地区で1,053人、浄化槽で499人

[事業費]

公共下水道	1,496,304千円
（うち、単独	496,304千円）
（うち、国庫	500,000千円）
浄化槽（個人設置型）	61,512千円
（うち、国庫	20,504千円）
合計	1,557,816千円
（うち、単独	496,304千円）
（うち、国庫	520,504千円）

5 - 3 その他の事業
該当無し

6. 計画期間

平成17年度～21年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了時に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。
また、必要に応じて事業内容の見直しを図るために、町や関係機関において、施設の状況等を把握し評価・検討を行う。

なお、整備された污水处理施設については、水質検査、維持管理等が適切に行われていることについて、施設管理者と異なる第三者が行った水質検査等を町や関係機関で把握し、必要に応じて適切な措置をとるよう提言する。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し